

香川県全国がん登録に係るがん情報提供事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づく全国がん登録情報のうち本県に係るがん情報の提供に関する事務処理を明確化し、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成30年3月13日付け健発0313第2号厚生労働省健康局長通知。以下「提供マニュアル」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(運用体制等)

第3条 香川県健康福祉部健康福祉総務課（以下「健康福祉総務課」という。）は、情報の提供に関して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事前相談への対応
 - (2) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
 - (3) 香川県がん対策推進協議会がん登録部会（以下「がん登録部会」という。）の庶務
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 調査研究成果の公表前の確認
 - (6) 情報の利用期間終了後の処置の確認
 - (7) 利用者による利用実績の報告に係る事務
 - (8) 提供状況の厚生労働大臣への報告
- 2 香川県がん登録室（以下「がん登録室」という。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 情報及び定義情報等の保管、整備
 - (2) 情報及び定義情報等の提供
- 3 健康福祉総務課及びがん登録室には、情報の適切な管理等、保有等の制限並びに情報の取扱いの事務に従事する職員等の秘密保持義務及びその他の義務の規定が適用される（法第25条から第29条まで）。
- 4 健康福祉総務課及びがん登録室は、情報の保護等について「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル 第1版改定版」（平成30年3月13日付け健発0313第1号厚生労働省健康局長通知。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。
- 5 情報の提供の申出について、当該情報を利用するに当たっての遵守事項は、「全国がん登録 香川県がん情報の提供の利用規約」に定める。
- 6 健康福祉総務課は、提供依頼申出者の申出の円滑化及びがん登録部会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要綱等を、インターネット等を通じて対外的に明らかにすることとともに、がん登録室は、定義情報等の整備に取り組むものとする。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第4条 がん登録室は、情報の提供を行うために、電子化された情報を定義情報等とともに適正に保管するものとする。また、がん登録室は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、がん登録室内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握し、様式例第1号を参考に情報の管理リストの作成を行うものとする。なお、当該リストの更新は年1回以上実施するものとする。

(事前相談への対応)

第5条 健康福祉総務課は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合は、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、がん登録部会による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限(秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報)並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うよう努めるものとする。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第6条 情報の提供に係る申出は、提供依頼申出者が、知事宛ての文書(以下「申出文書」という。)の提出をもって行うものとし、その提出先は健康福祉総務課とする。提供依頼申出者は、情報が、情報の提供に関する事務処理及びがん登録部会による審査を経て提供されるため、時間を要することを理解した上で、申出に係る調査研究の実施開始予定に対し十分な準備期間をとって申出を行うものとする。

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7条 提供依頼申出者については、以下の者が提供を申し出ることができる。

- (1) 法第18条第1項各号に該当する者(様式第2-1号)
- (2) 法第19条第1項各号に該当する者(様式第2-1号)
- (3) 法第20条に該当する者(様式第2-2号)
- (4) 法第21条第8項または第9項に該当する者(様式第2-1号)

2 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、提供マニュアルに示されている「表 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第8条 提供の申出に係る調査研究の目的が、「国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、当該情報を利用して実施する調査研究が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類(参考:様式第3-1号)を添付するものとする。

2 前項の目的のため、提供依頼申出者が、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者(第18条第1項第2号)に該当する場合、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し
 - (2) 契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し
なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式第4-1号を参考とする文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。
- 3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究」に該当する場合、以下について必要である。（法第21条第8項及び第9項）
- (1) 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合
その代表者を提供依頼申出者とする。その際には、本人確認及び所在確認のため、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにすること。
 - (2) 個人が提供依頼申出者である場合
当該個人を提供依頼申出者とする。その際には、本人確認及び所在確認のため、当該個人の生年月日及び住所も明らかにすること。複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。
 - (3) 実績を示すことが必要である場合（法第21条第8項）
提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（例：学術論文、報告書等）を添付すること。
- 4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 委託に係る契約書の写し
 - (2) 契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し
なお、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式第4-2号を参考とする文書を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

（同意について）

第9条 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合には、生存者については、当該がんに罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて、同意を得る必要がある（法第21条第8項第4号）。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めない。

(1) 同意の取得について

当該がんに罹患した者から、がんに係る調査研究のために都道府県がん情報が提供されることについて、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。

ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類も添付するものとする。

なお、同意書には、以下について記載するものとする。

- ① 全国がん登録の説明
 - ② 当該調査研究のため、がんに罹患した場合には、当該調査研究を行う者が、対象者の都道府県がん情報の提供を受けること
- (2) 同意代替措置について
- ① 申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次のア、イのいずれかに該当する場合には、(1)の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としないとされている（法附則第2条）。
 - ア 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が五千人以上の場合
 - イ がんに係る調査研究を行う者が次の(ア)又は(イ)に掲げる事情があることにより同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについての厚生労働大臣の認定を受けた場合
 - (ア) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であること。
 - (イ) がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることががんに係る調査研究の結果に影響を与えること。
 - ② 提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）に即した措置が講じられている場合、様式第2-1号と同時に、以下の書類を添付して提出することとする（イ～エについてはいずれか）。
 - ア 同意代替措置が講じられていることがわかる書類
 - イ ①アに該当する場合は、その旨証明する書類
 - ウ ①イの厚生労働大臣の認定を受けている場合は、当該認定を証明する書類
 - エ ①イの厚生労働大臣の認定を受けようとする場合は、様式第3-2号及び実施計画の書類
 - ③ 健康福祉総務課は、①イの厚生労働大臣の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、様式第2-1号及び実施計画を添付した様式第3-2号については、厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査をがん登録部会で行うものとする。

（申出文書に記載を要する事項）

第10条 申出文書には、提供依頼申出者に対し、次の(1)から(10)までに掲げる事項についての記載を求めるものとする。ただし、※については、病院等への提供に係る申出の場合は、記載は不要である。

<項目>

- (1) 申出に係る情報の名称※
- (2) 情報の利用目的及び必要性
- (3) 情報の利用者の範囲
- (4) 利用する情報の範囲
 - ① 診断年次

- ② 地域※
- ③ がんの種類※
- ④ 生存確認情報※
- ⑤ 属性的範囲※
- (5) 利用する登録情報等※及び調査研究方法
- (6) 利用期間
- (7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- (8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期
- (9) 情報の利用後の処置
- (10) その他

<項目の内容>

(1) 申出に係る情報の名称

提供を求める情報の名称を下記の中から選択する。

都道府県がん情報

匿名化が行われた都道府県がん情報

なお、第9条(1)に該当する場合は、同意を得ていることが分かる書類、第9条(2)に該当する場合は、その旨が分かる書類を添付するものとする。

(2) 情報の利用目的及び必要性

情報を利用して実施する調査研究に期待する意義及びその結果を具体的に記載する。

なお、提供依頼申出者の別、利用目的の別に応じて、情報を提供できる根拠と提供できる情報が異なるため、記載に当たっては、提供マニュアルに示されている「表 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」及び「第8条 申出時に必要な添付書類等」を参考とし、研究計画書等の書類を添付すること。

また、法第21条に規定されている目的の研究である場合には、倫理審査委員会の進捗状況について記載する。

さらに、病院等への提供に係る申出である場合は、法第20条に基づき提供された情報（生存確認情報等）を利用して当該病院等で実施予定の調査研究を全て記載する。

(3) 利用者の範囲

利用者について、その所属機関名、職名、氏名等を記載する。

また、利用者が複数名想定される場合は、全ての利用者について上記記載する。

利用者には、提供された情報及び中間生成物の集計・加工・閲覧等の作業に直接携わる者を記載する。公表前確認が終わっていない成果物はすべて中間生成物とみなされるが、図表のような集計／統計結果を示すものに限っては、以下の3つの条件をすべて満たす場合にのみ利用者に含まれない者との供覧を可能とする。

ア. 研究計画書あるいは申出文書で明確に限定された集団（概ね20名以内。例えば、研究班の分担者、協力者）を記載し、その内部での閲覧。

イ. 申出者の責任において、前述の集団外に資料を持ち出さないことが確約されていること（資料を配布しないなど）。

ウ. 閲覧する全ての図表のセルの最小値（度数）が10以上であること。

さらに、全ての利用者（調査研究の一部を委託する場合には、委託先の利用者も含む。）が、都道府県知事が策定する利用規約等に対し、当該内容を遵守する旨を認め署名した誓約書を添付する。なお、誓約書の様式については、様式第5号を参考とする。

また、調査研究の一部を委託する場合には、「第8条 申出に必要な添付書類等」を参考に、委託契約書等の書類を添付する。

(4) 利用する情報の範囲

当該申出に係る調査研究の実施にあたり、必要な限度の情報の範囲を記載する。

① 診断年次

年次によって、利用する情報等の範囲や利用する登録情報等が異なる場合には、その旨を明確に記載する。

② 地域

どの地域の情報であるかを記載する。

利用者ごとに、利用する情報等の地域の範囲が異なる場合には、その旨を明確に記載する。

③ がんの種類

がんの種類について、原発部位、細胞型又は組織型、性状等を記載する。

④ 生存確認情報

生存確認情報の必要性の有無を記載する。

また、生存確認情報が必要な場合は、以下のア～ウのうち、必要な情報を記載する。

ア 生存しているか死亡しているかの別

イ 生存を確認した直近の日又は死亡日

ウ 死亡の原因の情報の必要性の有無

⑤ 属性的範囲

特定の属性的範囲について利用する場合に記載する（この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものと判断されるため、留意すること。）。

なお、匿名化された全国がん登録情報では、年齢は原則5歳階級別にて提供するものとする。

(5) 利用する登録情報及び調査研究方法

① 利用する登録情報等

様式第2-1号の別紙一覧から利用する登録情報等を選択する。

年次等により利用する登録情報等が異なる場合は、それぞれ明確に記載する。

② 調査研究方法

情報を利用して実施する予定の調査研究方法について、具体的に記載する。利用する情報ごとに利用者が異なる場合は、その旨も併せて明記する。集計表を作成、公表する予定があるものについては、①で指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案を添付する。

統計分析を実施する場合は、予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報等を具体的に記述する。

(6) 利用期間

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。

利用期間は、その利用に必要な限度の期間とする。始期は、原則として「情報の提供を受けた日」である。終期は、(5) ② 調査研究方法並びに、(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期から逆算して、必要十分な期間を設定すること。ただし、利用期間の設定にあたっては、全国がん登録情報、都道府県がん情報を利用する場合は、情報の利用の開始日から5年を経過した日の属する年の12月31日を期限とし、利用目的からみて合理的な理由がある場合は、がん登録部会の意見を聴いた上で、利用期間を5年以上15年以内とすることができる（法第27条及び第32条）。

なお、長期大規模コホートの研究など、提供時に割り振られた番号などの保管を願い出たい場合には、その旨申請し、がん登録部会の意見を聞くこととする。

(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

利用者による情報の適切な管理等（法第25条及び第30条）が確実に遵守できると認められる利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法について具体的に記載する。利用者又は利用する情報ごとに、利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法が異なる場合は、その旨も併せて明記する。

なお、上記記載に際し、提供マニュアル別添の「全国がん登録 利用者の安全管理措置（以下「利用者の安全管理措置」という。）を参考に、次の①から④に関してすべて記載する。

① 情報の利用場所

② 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

③ 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

④ 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期

調査研究成果の公表方法を明記する（公表時期が確定していない場合には、研究内容や研究期間を踏まえ、適切な公表予定時期が記載されていれば可）。

(9) 情報の利用後の処置

保管終了後の処置（焼却、消去、返納、溶解又は裁断（以下「廃棄」という。））について記載する。

なお、情報を利用する過程で作成される試行的な集計表や中間分析結果等の中間生成物の取扱いにおいても同様とする。

(10) その他

事務担当者及び連絡先等、その他必要な事項について記載する。

(審査)

第11条 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について、及び、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、がん登録部会の意見を聴くものとする。（法第18条第2項、法19条第2項、法21条第10項）

(1) 申出文書の形式点検

申出文書を受領した場合、健康福祉総務課が提供マニュアルに示されている「表 申出に対

する審査の基本的な考え方及び窓口組織による形式点検事項」に基づき、形式点検書（様式第6-1号）を用いて点検を行うものとする。

(2) 申出文書の審査

がん登録部会において、本事務処理要綱別添の「香川県全国がん登録 情報の提供の審査の方向性」（以下「審査の方向性」という。）を参考に審査報告書（様式第6-2号）を用いて、審査を行うものとする。

なお、病院等からの申出の場合（法第20条）には、審議会等の意見を聴くこととされていないが、健康福祉総務課が事務処理要綱に従って形式の点検を行い、必要に応じてがん登録部会に意見を聴くものとする。

(3) がん登録部会への立ち会いについて

がん登録部会は、申出文書を基に審査を行うが、申出内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合等においては、提供依頼申出者の立ち会いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。

全国がん登録情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報の提供に該当する申出の場合は、がん登録部会の長が必要と判断した場合に、提供依頼申出者を参考人として出席させる等の対応を行う。

がん登録部会は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(4) 申出文書等の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。なお、健康福祉総務課は、必要に応じてがん登録部会に意見を聴くこととする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、健康福祉総務課に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。

なお、健康福祉総務課はこれらの変更について適正に管理を行う。

（審査結果の通知）

第12条 都道府県がん情報、匿名化した情報又は特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合、知事は、当該申出に係るがん登録部会の開催後、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行うものとする。

2 病院等への提供に該当する申出の場合、知事は、申出文書を受領後、健康福祉総務課が形式の点検を行い、不備のない場合は、がん登録室が当該申出に対する情報等の提供を行うものとする。ただし、がん登録部会に意見を聞いた場合には、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行うものとする。

3 知事は、提供依頼申出者に対し、当該申出に対する審査結果に応じて、次の各号に掲げる通知を行う。

(1) 申出を応諾した場合、提供依頼申出者に対し、応諾通知書（様式第7-1号）を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知

する。

(2) 申出を応諾しない場合、提供依頼申出者に対し、不応諾通知書（情報の提供を応諾しない理由を含めて記載）（様式第7-2号）を送付する。

(3) 病院等への提供に該当する申出を応諾した場合、提供依頼申出者に対し、提供通知書（様式第7-3号）を送付する。

（情報及び定義情報等の提供）

第13条 がん登録室は、健康福祉総務課が応諾通知書により申出された情報を提供する旨通知した後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。なお、都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

2 提供の手段は、「安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。

3 情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。また、電子媒体によって情報を受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について未使用品を使用し、個人情報や運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付け、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。さらに、全国がん登録システムのネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等については行わないものとする。

4 提供等に際し、利用者に対し、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。（法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで）

（調査研究成果の公表前の確認）

第14条 知事は、利用者、公表予定の内容について公表前に健康福祉総務課に報告させるものとする（法第36条）。

2 健康福祉総務課は主に以下の点について確認し、必要に応じてがん登録部会に意見を聴き、その成果により、識別又は推定することのできるがん罹患した者若しくは第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

(1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと

(2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと

(3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

（利用期間中の対応）

第15条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする（法第36条）。

2 報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする

(法第37条)。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(終了後の処置の確認)

第16条 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、廃棄処置報告書（様式第8号）を用いて、健康福祉総務課に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。

3 報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第17条 知事は、利用者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について実績報告書（様式第9号）を求めるものとする。

(不適切利用への対応)

第18条 利用者は、法の規程により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、罰則が適用される（法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで）。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第19条 知事は、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする（法第42条）。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

この要綱は、令和4年11月29日から適用する。